

事業譲渡・買収に関する情報提供及び免責事項等に関する同意書

岐阜県商工会連合会（以下「県連」という。）が実施する「プッシュ型事業承継支援強化事業（以下「プッシュ型事業」という。）における「あとつぎデータベース構築事業（以下「データベース構築事業」という。）を実施するにあたり、事業に必要な以下の情報（以下、「提供情報」という。）を県連に対して提供することについて同意します。

1. 提供情報の内容

- ① 事業所名、担当者氏名、担当者連絡先に関する情報
- ② 事業譲渡・買収に関する意思についての情報
- ③ その他「あとつぎデータベース登録シート」にて記載及び同意した情報

2. 提供情報の利用目的

- ① あとつぎデータベース構築事業の業務遂行
- ② その他、あとつぎデータベース構築事業に付帯する一切の行為

3. 提供情報の共有範囲等

提供情報の共有範囲は以下の通りである。尚、情報共有する者を総じて以下「提供情報共有者」という。

- ① 経済産業省、中小企業庁、岐阜県、岐阜県内市町村、岐阜県事業引き継ぎ支援センター、独立行政法人中小企業基盤整備機構、財団法人岐阜県産業経済振興センター、プッシュ型事業承継支援事業岐阜地方事務所の事業承継コーディネーター・ブロックコーディネーター・専門家、プッシュ型事業承継事業に係るネットワーク参加機関、岐阜県事業承継・引継ぎ支援センター（令和3年4月1日以降）、岐阜県商工会連合会とする。

尚、提供情報共有者は、本事業に必要な者に限定し、本事業の支援活動等の際に情報の利用をできるものとする。

- ②売却・譲渡希望先事業者

4. 提供情報の共有期間

提供情報の共有期間については、登録年度を含めた3年度以内とする。但し、更新依頼がある場合等は情報共有期間を延長する。

5. 免責

当事業で紹介・情報提供等を行った事業者等との間に生じた瑕疵、問題、紛争等については、すべて事業者が処理・解決するものとして、当方は何らの責任も負わないものとする。

6. その他

その他、提供情報の取り扱い等については「岐阜県商工会連合会 プッシュ型事業承継支援事業 情報管理要領」によるものとする。

上記の件につきまして、同意します。

令和 年 月 日

住 所
事業所名

代表者名

印

秘密保持義務誓約書

岐阜県商工会連合会(以下「甲」という)に対して、当社(私) (以下「乙」という) は岐阜県商工会連合会の実施する「あとつぎデータベース構築事業」により提供された情報 (以下「提供情報」という) に関して秘密保持義務誓約書を提出しこれを厳守することを誓約する。

第1条 (秘密保持義務)

甲からの提供情報による企業名・個人名等に関する一切の情報及び事業承継の相手(当事者)から提供された一切の情報を一般の公知となるまでの間、秘密とし第三者には一切開示、漏洩、または提供はしない。

ただし、開示時点で既に自ら適法に保有していた情報や正当な権限を有する第三者から開示された情報を秘密情報から除外し、法令又は政府機関、金融商品取引所若しくは金融商品取引業協会の規則等により機密情報の開示を要請された場合を秘密保持義務の例外として定める。

第2条 (情報の管理)

甲及び事業承継の相手(当事者)から提供された資料および情報については、乙は乙において厳重に管理の上、担当する担当者のみで取り扱い、複製などあるいは第三者に借与、譲渡等はない。甲からの返却もしくは破棄の要請がある場合、乙はそれに従うこととする。

ただし、法令若しくは諸規則等又は社内規則若しくは監査上の基準に照らし、保管が必要な情報については破棄の例外とする。

第3条 (有効期間)

本件の存続期間は事業承継の成否に係らず、乙が知り得た甲及び事業承継の相手(当事者)の情報が一般の公知なるまでの間有効とする。

第4条 (損害賠償等)

乙は、自己の責に帰すべき事由により提供情報を漏洩した場合は、相手方に対する損害賠償責任を負い、善後措置に最善を尽くすものとする。

第5条 (協議事項)

守秘義務の範囲について疑問が発生した場合には甲・乙信義に従い誠意を持って協議し決定するものとする。

暴力団排除に関する誓約書

「あとつぎデータベース構築事業」に情報登録及び当事業に参加するにあたり、当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、以下のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

令和 年 月 日

住 所

事業所名

代表者名

印